

児童福祉法に基づく指定事業の変更等に係る届出等の提出期限について

提出期限について次のとおりです。変更事由ごとの必要書類等は別途確認してください。

1 指定障害児通所支援事業所指定変更申請書（第 22 号様式の 5）
事前協議を経たうえで、変更を希望する <u>前々月末日</u> までに申請してください。 (指定障害児相談支援事業に変更申請書はありません。)
2 指定障害児通所支援事業所変更事項届出書（第 22 号様式の 6）、指定障害児相談支援事業所変更事項届出書（第 28 号様式）
<u>変更が生じた日から 10 日以内</u> に届け出てください。ただし、事業所の移転や従たる事業所の追加については、事前協議を経たうえで、移転等の日の 1 か月前までに届け出てください。
3 業務管理体制の整備に関する事項の変更届出書（第 22 号様式の 10）
変更が生じた場合には <u>遅滞なく</u> 届け出てください。法人の運営する事業所の所在地によって届け出先が異なりますので、注意してください。
4 障害児通所支援事業等変更届（第 29 号様式の 5）
<u>変更が生じてから 1 か月以内</u> に届け出てください。ただし、事業所の移転や従たる事業所の追加については、事前協議を経たうえで、移転等の日の 1 か月前までに届け出てください。(指定障害児相談支援事業の変更の場合も当該様式によります。)
5 障害児通所給付費算定に係る体制等に関する届出書、障害児相談支援給付費算定に係る体制等に関する届出書
(1) 新たに加算を算定する場合 加算を算定しようとする月の <u>前月 15 日</u> までに届け出てください。15 日が閉庁日の場合は、15 日以前の開庁日までに届け出てください。16 日以降の届出となった場合や書類の不足により返戻した場合は、基本的に翌々月からの算定になります。 この期限に依らない場合は、別途通知します。
(2) 処遇改善加算を新たに算定する場合 (1)のうち処遇改善加算を新たに算定する場合には、厚生労働省障害福祉課長通知に基づき、算定を希望する月の <u>前々月</u> までに届け出てください。
(3) 加算が算定されなくなった場合、減算が適用される場合 <u>速やかに</u> 届け出てください。その状況が生じた日まで遡及することになります。
6 避難確保計画作成（変更）届出書、避難訓練実施報告書
避難確保計画を見直した場合は <u>速やかに</u> 提出してください。避難確保計画に基づく避難訓練を実施した場合には、1 か月以内に提出してください。
7 契約内容報告書
支給決定保護者と契約した際には、 <u>速やかに</u> 契約内容報告書を提出してください。